

生ごみ

対象地区：新町、室町、南町、田町、小川第2～第5行政区



- 台所からでる調理くずや残飯（ひとの口に入るもの）が対象となります。
- 未開封の食品は、容器をとって中身だけを収集バケツに出してください。



※回収した生ごみは堆肥にしています。異物は絶対に入れないでください。（ビニール袋類、金属、プラスチック類、水切りネット、タバコ、薬など）

← 過去に混入していた異物

燃やさないゴミ

- 金属製品、ガラス製品、陶磁器類でコンテナに入る大きさの物。

なべ、スプレー缶、金属のフタ、小型電化製品（パソコン以外）、ポット、コップ、板ガラス、包丁、電球（LED含む）、皿、茶碗、汚れのひどい缶・ビン、ライター、ボンベ、化粧品のビン（無色透明以外の物）等

※種類の異なる素材からできている物は、出来る範囲で分解して出してください。



- スプレー缶には穴を開けてください。
キャップとスプレーの先端は外して燃やすゴミへ。



- 針、刃物、ガラス片などは、収集時にケガを招く恐れがあります。厚紙や何枚か重ねた新聞紙などでくるみ、表に「キケン」という表示と、内容物についてマジックで書いた状態でコンテナに出してください。



- 電球、グローランプ球等は燃やさないゴミになります。
※有害ゴミに出さないでください



- ライターは中身を使い切り、火が点かない状態で出してください。

布類（古着・古布）

○ウエス生地になる布類（綿製、化繊）と皮製・合皮製の衣類、背広、裏地付きの衣類などを、洗濯したきれいな状態にしてひもで結び出してください。



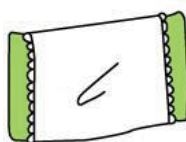
衣類についているボタン、ファスナー等はつけたままで結構です。

※収集日が雨のときは、次回の布類の収集日に出してください。

・回収可能なもの

ポロシャツ、ジャージ、ズボン、セーター、タオル、ダウンジャケット、カーテン、ジーパン等

・古着、布類で引き取れないもの



ふとん、毛布、枕、ぬいぐるみ、下着類、水着、くつ下、ストッキング、雨ガッパ衣類以外のわた入り製品、座布団、クッション

有害ゴミ

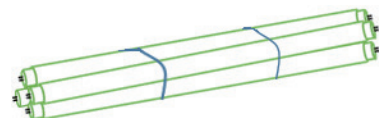
○乾電池は透明な袋（町指定ゴミ袋の外袋等）に入れて出してください。

○体温計（水銀式）は、それぞれビニール袋に入れて「体温計」と表示してください。

○蛍光管が複数ある場合は、ひもで束ねて出してください。



袋に「体温計」と表示ください



複数のときはひもで束ねてください

粗大ゴミ



- 不燃性、可燃性のゴミでコンテナに入らないもの。
- 収集は、事前申し込みが必要です。
- 収集日にご自宅まで収集に伺います。ゴミステーションには出さないでください。
- ストーブの燃料は空にしてください。
- イスやベッドなどは、布をはがすなど素材ごとに分解してそれぞれ分けてください。
- 布団は、「敷布団」・「掛け布団」・「毛布」・「枕」を1セットとして縛って出せます。

・粗大ゴミ収集の申し込み方法

収集日の1週間前までに、生活環境課又は小川出張所で収集を申し込み、手数料納入証（1枚500円）を個数分購入してください。（住所、氏名、電話番号、品名、個数）



←粗大ゴミ収集運搬手数料納入証(見本)

直接持込

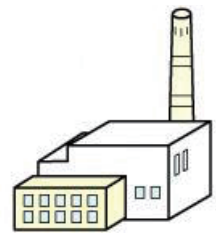
◆保健衛生センター（那須烏山市大桶 444）への直接持ち込み

持込可能日 平日：月～金曜日 休日：毎月第1日曜日

持込時間 8：30～11：30 13：00～16：30

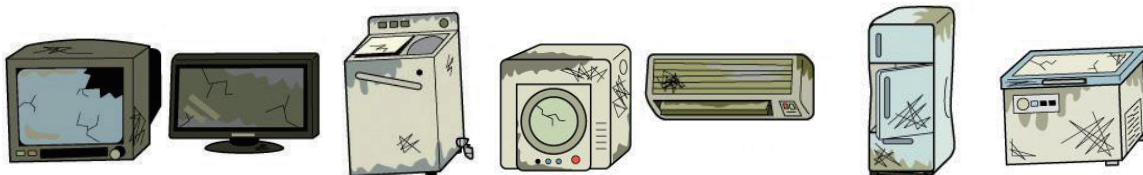
直接持込処理料金 10kg当たり 一般家庭 40円

- 注意事項 直接持込は、種類ごとに（ゴミの分け方にそって）分別して持ち込んでください。特に、休日は混雑しますので、分別されていないと処理時間が掛かり、他の持込者に迷惑となりますので、分別をして持ち込んでください。持込の場合、燃やすゴミは町指定袋にいれなくても受け入れ可能です。



家電リサイクル

【特定家庭用機器再商品化法より】



- ・テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫は、家電リサイクル対象機器です。廃棄される場合は、販売店等に引取りを依頼してください。
- ・購入先が不明なときは、①製品の型番、②メーカー、③サイズ（テレビのみ）、④最大容量（冷蔵庫、冷凍庫）を控えて郵便局へ行き、家電リサイクル券を購入（2,000～6,000円程度）してから役場生活環境課に収集を申し込むことも出来ます。（別途運搬量 1,900円が掛かります。）

小型家電リサイクル

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律より】

◆小型家電の回収

○コンセント又は電池を電源とすご家庭にある電子電気機器で、資源回収用コンテナに入る大きさのものを町で無償回収しています。（※業務用のものは回収できません）



等



○回収方法

・イベント回収

毎年、福祉まつりにおいて小型家電の回収を行っています（左図：実施風景）。会場に持参ください。

・拠点回収

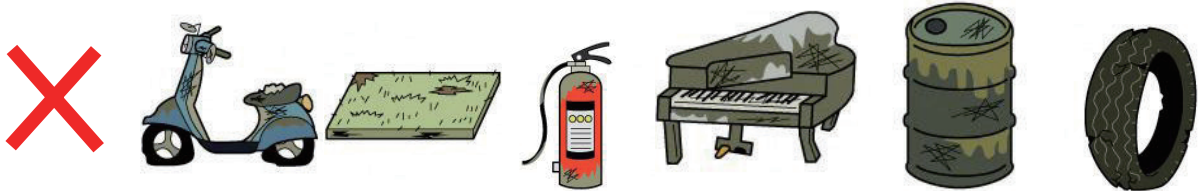
役場に来庁する時にお持ち頂ければ回収いたします。回収できない物もありますので職員にお声掛けください。

【廃棄する時の注意点】

- ・コンテナに入らない大きな家電は粗大ゴミです。戸別回収をご利用ください。
- ・使用済み小型家電から乾電池、蛍光灯、電球、インクカートリッジ等は取り除いてください。
- ・ビデオテープ、CD、MD、カセット、DVD、ゲームソフト等は燃やすゴミになりますので、取り除いてください。
- ・携帯電話やデジタルカメラなどの個人情報（電話帳、保存データなど）は消去してください。

回収できないもの

○町が回収しない危険物と粗大ゴミ



等

バイク、バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ポンプ、モーター、ボイラー、農機具、農薬ビン、農業用ビニール、トイレ陶器、タイル、洗面台、ドラム缶、瓦、レンガ、建築廃材、焼却灰、自動車部品、医療廃棄物、畳、ピアノ、土砂、灯油・重油等

※農業用品は農協、畳は畳店等、それぞれ専門の業者に引き取りを依頼してください。

資源ごみ回収報償金制度

みんなで資源ごみを集めて
報償金をもらおう！

◆資源ごみ回収報償金制度

町では、資源ごみ回収運動に協力された団体に、報償金を交付しています。

○交付団体：行政区、老人クラブ、こども育成会等

老人クラブ



こども育成会



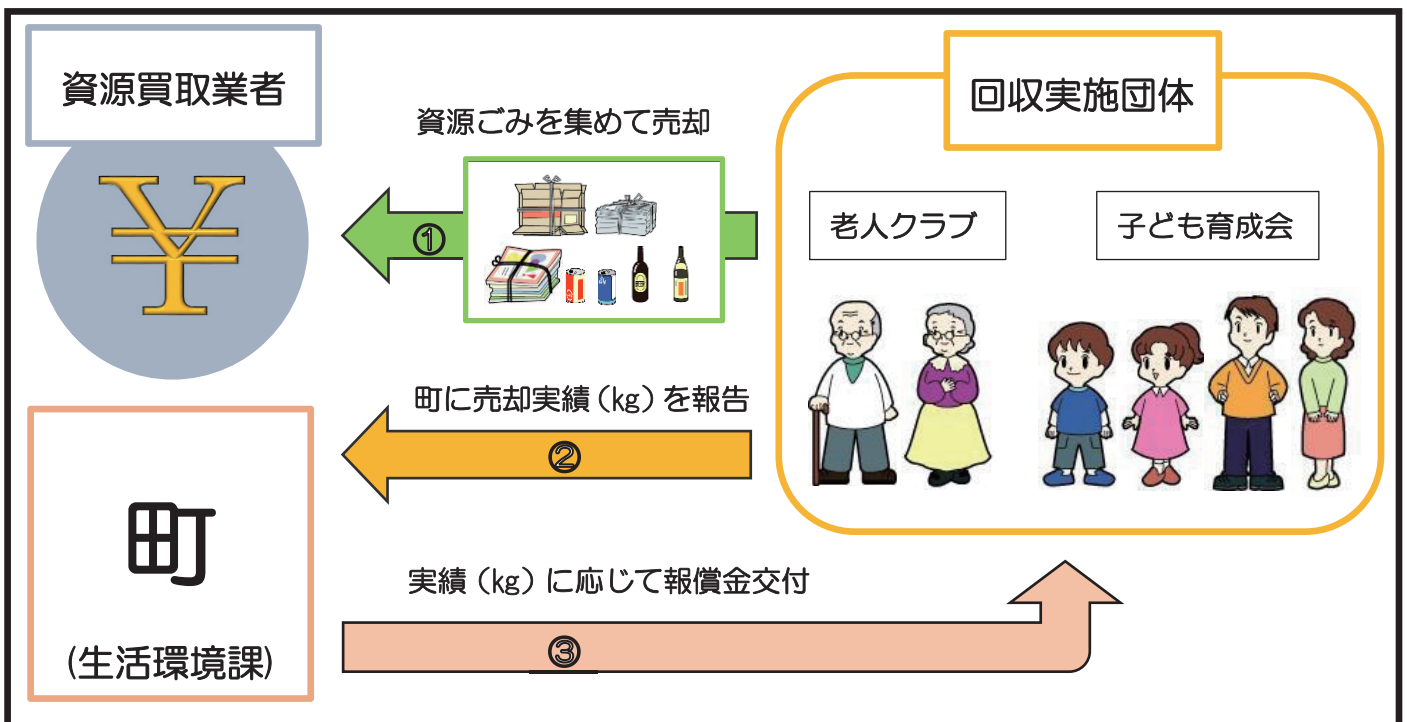
○資源ごみ：新聞、雑誌、ダンボール
空きビン（酒、ビール、ジュースビン等）
空き缶（アルミ缶、スチール缶）



すべて1kgあたり5円

○報償金額：5円/kg

○資源ごみ回収報償金交付までの流れ



詳しくは生活環境課までお問い合わせください。ご協力お願いいたします。

再生可能エネルギー設備等導入補助

一般家庭における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーの普及を図るため太陽光発電設備等を設置する方を対象に補助します。

- 申込受付 毎年、年度当初から翌年の2月末日まで
※申込みは、工事着工前までの事前申請です。
- 補助対象 町内で住居として使用されるもの
(店舗、事務所等との兼用可、集合住宅及び賃貸アパート含む。)
- 補助対象設備及び補助金額

①太陽光発電設備

- 補助金額：太陽電池の出力1kwにつき2万5千円で4kwまで。
ただし10万円を上限とする。

②高効率給湯器

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
補助金額：上限4万円
- 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール）
補助金額：上限1万5千円
- ガスエンジン給湯器（エコウィル）
補助金額：上限4万円
- ハイブリット給湯器
補助金額：上限4万円

③木質バイオマス暖房設備（ペレット、薪、チップストーブ）

- 補助金額：ペレット、薪、チップストーブ本体の1/2を乗じて得た額で20万円を上限

④地中熱利用施設

- 補助金額：対象経費に1/5を乗じて得た額で20万円を上限

※補助対象設備要件、補助対象経費等は問合せください。

◆不法投棄は犯罪です

不法投棄の罰則規定

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条)

5年以下の懲役若しくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金

○那珂川町の不法投棄対策について

①不法投棄監視員によるパトロールの実施

町内全域の巡回パトロールを行い、不法投棄の抑制・投棄物の回収を行っています。

②不法投棄防止看板の設置

不法投棄された場所やされやすい場所に、警告看板を設置しています。また、行政区等で警告看板の設置希望があるときにも配布しています。

③環境美化運動の実施

町民のみなさんに、自分の住んでいる地域の清掃を実施してもらうことにより、ポイ捨ての禁止等の意識啓発を図っています。

④関係機関との連携

産業廃棄物の不法投棄、または、その疑いのあるものについては、栃木県県北環境森林事務所、警察署、その他関係機関と連携し不法投棄現場の調査を行っています。

○不法投棄をさせない工夫について

土地所有者や地域全体で、土地をきれいに保つことや、地域ぐるみでの監視活動等により、ごみが捨てられない環境づくりをすることが必要です。

○もし捨てられたら

不法投棄物は、投棄した者が回収するのが原則です。しかし、投棄した人が特定できない場合は、土地所有者(管理者)が処分することになります。

○不法投棄を見かけたら

不法投棄を見かけたときや、不法投棄かもしれないといった不安を感じたときには、県や町、警察へ連絡してください。

栃木県県北環境森林事務所(0287-22-2277)

那珂川町役場生活環境課(92-1110)

那珂川警察署(92-0110) ※緊急の場合は、110番通報してください。

◆野焼き（野外焼却）は禁止されています

廃棄物焼却の罰則規定

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条）

5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金

○例外として認められる焼却

①たき火その他日常生活を営むうえで通常行われている焼却であって軽微なもの

例) 暖をとるためのたき火

キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却

②農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例) 農業者が行う稲わら等の焼却

林業者が行う伐採した枝木等の焼却

③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例) どんど焼き等の地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却

④国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例) 河川管理者が管理のために行う伐採した草木等の焼却

（※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことを言います。）

注意：これらの焼却を行うときは必ず生活環境課に届出（発煙届）をしてから焼却してください（※印鑑が必要です）。

違法な野焼きを発見した時、ビニール・プラスチック類等の大量の野焼きを発見した場合は、ごみの不法投棄と同じ方法でご連絡ください。

◆ゴミ出しQ&A（よくある質問）

Q1. 缶詰やビンは燃やさないゴミに出してもいいの？

A1. 缶やビン類は資源なので燃やさないゴミの日には出せません。缶詰や油のビンであっても、中身を空にでききれいにした状態で、それぞれの収集日に出してください。



Q2. 灯油用のポリタンクは何の日に出したらいい？

A2. 町指定の燃やすゴミの袋に入れて、燃やすゴミの日に出してください。

Q3. パソコンは捨てられないの？

A3. ゴミステーションに出したり、衛生センターに持ち込むことはできません。通常のゴミとは別に、小型家電リサイクル品として回収を行っていますので、生活環境課窓口、小川出張所またはイベント回収会場までお持ちください。

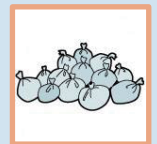


Q4. 引っ越し等で大量にゴミが出たらどうすればいい？

A4. 大量のゴミが出たときは、自分で衛生センターに搬入するか、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼(有料)してください。

Q5. 会社や商店等から出たゴミはどうしたらいい？

A5. 会社や商店等の事業所から出たゴミは、法律により全て事業所の責任で処理することが義務付けられています。事業活動に伴って出る自家処理できないゴミは、一般廃棄物及び産業廃棄物の許可業者に処理を依頼してください。



Q6. 雑紙には小さな紙でも出すことができるの？

A6. 雑紙は、紙袋にまとめたり、雑誌の束に挟んだりして出すことができるので、だいたい名刺サイズ以上であれば回収することが可能です。例えば、割り箸の袋や、コーヒーに使う砂糖の小さな袋でも回収することができます。紙は売却してお金にできる資源なので、燃やすゴミで出すと、お金を燃やすのと同じになってしまいます。雑紙の分別にご協力をお願いします。



Q7. 複数の素材でできたゴミはどうすればいいの？

A7. 分解できるものはできる範囲で分解して、素材ごとに分別してください。分解が難しいものは、主に占めている素材で分別してください。

例：分解が難しい場合の出し方（できるだけ分別して出してください）

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (例1) ボールペンの芯（プラスチック＋金属） | → 燃やさないゴミ |
| (例2) ドレッシングのビン（無色ビン＋プラスチック） | → 無色ビン |
| (例3) 圧着はがき（雑紙＋圧着紙（つるつるした部分）） | → 燃やすゴミ |

